# VI さらなる支援の充実の方法

## Ⅰ 儀式的行事での支援

## 入学式·卒業式

入学式や卒業式は、新入生や卒業生、その保護者にとって、人生の節目となる大切な行事です。不 安感や緊張を和らげ、落ち着いて行事に臨むことができるよう支援や配慮を行いましょう。

進級する児童生徒も、普段と異なる状況に緊張しています。児童生徒の状態に応じた対応を考えて適切な支援ができるように、準備を進めましょう。

● 保護者との連携				
I		当日及びここ数日(1週間程度)の体調や様子の聞き取り		
2		これまでの儀式等への参加についての聞き取り ・初めての場所での様子 ・大勢の中での様子 ・予定が急に変更された場合の様子 ・うまく適応できない児童生徒の場合は、これまでの支援の方法等 ・うまくいった支援の方法等		
● 特別支援学級の担任と学校全体の支援体制				
I		式の流れ、会場、時間、移動の方法、座席の位置の確認		
2		式前後の動き(待機場所、交流学級との関わり、トイレ指導、入退場、教室の移動) 保護者の動き(教室への移動や待機場所、座席等)の確認		
3		付添い(対象となる児童生徒、担当する教職員、支援場所・支援場面等の確認)		
4		呼名(呼名者、呼名の仕方、返事の仕方)や、登壇の際の動き		
5		全教職員での共通理解(児童生徒の状態、パニックやてんかん発作等の支援体制)		
6		特別支援学級の担任の役割分担		
7		交流学級担任(学年主任)及び教科担任との役割分担		
8		児童生徒への連絡の時間、場所(式の流れや時間等)		
9		配付物や連絡事項(教科書や予定表、記念品等)		

### 儀式的行事での配慮

- 保護者は、児童生徒の新生活について心配と不安な気持ちが大きくなっていることが予想されます。 そのような状況で、担任からの言葉かけや関わり方、児童生徒自身の様子から今後の学校生活へ の不安感の軽減につなげたいものです。情緒面で支援が必要な(パニックや発作等の起こる可能 性がある場合など)児童生徒が入学してくる場合には、学校全体の支援体制を整えておきましょう。
- 特別支援学級においての学習の時間もあることから、入学の際には、保護者と一緒に教室の確認 をすることが大切です。特別支援学級の担任と交流学級の担任等と一緒に確認しましょう。
- 入学式への参加に不安がある児童生徒の場合には、下見と練習を行う機会を設ける場合があります。当日の動きや座る場所、流れを一通り練習します。本人・保護者の希望により、前日に学校に来たり、当日早めに学校に来たりして行うことがあります。保護者と一緒に経験することで児童生徒が安心できる場合があります。
- 児童生徒の状況によっては、会場設営や式次第等の変更についても検討する必要が生じてくることもあります。学校側の理解と協力が必要となります。

## 2 教科用図書の選定

## 教科用図書

特別支援学級は、学校教育法施行規則第139条により、他の適切な教科用図書を使用できます。

特別の教育課程を編成する場合、検定教科用図書の使用が適当でない場合、市町村教育委員会の定め るところにより、他の適切な教科用図書を使用することができます。

● 教科用図書の種類			
ı		小学校用教科書、中学校用教科書(当該学年用検定教科書)	
2		当該学年用検定教科書が使用に適さない場合、検定教科書の下学年用教科書 (中学校で使用する下学年には、小学校用も含む。)	
3		<ul> <li>文部科学省著作教科書</li> <li>・特別支援学校視覚障害者用(点字教科書)、特別支援学校聴覚障害者用(言語指導の教科書)</li> <li>・特別支援学校知的障害者用(通称「☆(ほし)の本」と呼ばれる教科書、教科書解説) 小学部用「こくご☆、☆☆、☆☆☆」 「さんすう☆、☆☆(1)、☆☆(2)、☆☆☆」 「さんすう☆、☆☆(1)、☆☆(2)、☆☆☆」 「おんがく☆、☆☆、☆☆☆」「せいかつ☆、☆☆、☆☆☆」 中学部用「国語☆☆☆☆、☆☆☆☆☆」 ※生活の教科書は令和6年度から発行 「数学☆☆☆☆、☆☆☆☆☆」</li> </ul>	
4		学校教育法附則第9条の教科用図書(絵本等の一般図書) ・市町村教育委員会に送付されている学校教育法附則第9条教科用図書選定資料で確認	



特別支援学校学習指 導要領における知的 障がいの各教科に示 されている段階の内容に対応して作成さ れています。



小・中学校段階で国 語・社会・算数(数 学)·理科·外国語 (英語)・道徳の6教 科の点字教科書が あります。



小学校段階、中学校 段階を対象として、言 語指導に関する教科 書が作成されています。

知的障害者用教科書

視覚障害者用教科書 (点字教科書)

聴覚障害者用教科書(言語指導の教科書)

### 教科用図書選定の留意点

- 児童生徒の実態を把握して適切な教科書を選定することが大切ですが、保護者の意見を聞く ことも忘れないようにしましょう。
- 徳島県立総合教育センターの「中央教科書センター」には、見本が揃っており、随時、閲覧する ことができます。

### 拡大教科書について

- 「拡大教科書」とは、弱視児童生徒のために検定教科書の文字や図形を拡大等して複製し、 図書として発行しているもので、その特徴から、分冊となる場合があります。
- 視覚に障がいのある児童生徒に対する「拡大教科書」の無償給与については、 デジタルで見本を見る 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関す る法律」に基づいて実施され、通常の学級に在籍する視覚に障がいのある児童 生徒も該当します。
- 徳島県立総合教育センターの「中央教科書センター」には、拡大教科書のフォン トを確かめるための見本があります。
- 問合せ先 徳島県教育委員会 特別支援教育課·義務教育課

ことができます



拡大教科書協会HP

## 3 福祉の制度及びサービスについて

### 障がい者手帳

障がい者手帳は、福祉サービスを受けるための証明書です。

児童生徒によっては、すでに手帳を取得していたり、これから取得が必要となったりする場合があります。保護者から相談を受ける場合もありますので、正しい知識と情報で対応するようにしましょう。

● 障がい者手帳				
I		身体障害者手帳 *(交付対象)身体障がい者		
		「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある、都道府県知事から身体障害者 手帳の交付を受けた者		
2		療育手帳 *(交付対象)知的障がい者		
		児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者		
3		精神障害者保健福祉手帳 *(交付対象)精神障がい者		
		精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する者		

## 手帳の交付について

### ◇ 身体障害者手帳

身体障がい児(者)の自立と社会経済活動への参加を促進するための手帳で、障がいの程度により、徳島県では、 I級~6級の手帳が交付されます。申請用紙は、市福祉事務所及び町村役場に備えてあります。

#### 【交付対象】身体障がい者

【必要書類】①申請用紙 ②知事が指定する医師の診断書 ③本人の写真 ④個人番号の分かるもの 【申込先】市福祉事務所·町村役場

#### ◇ 療育手帳

知的障がい児(者)が一貫した指導、相談や援護を受けやすくするための手帳で、障がいの程度により、AI、A2、BI、B2の手帳が交付されます。申請用紙は、市福祉事務所及び町村役場に備えてあります。

【交付対象】知的障がい者

【必要書類】①申請用紙 ②本人の写真

【申込先】市福祉事務所·町村役場

#### ◇ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい児(者)が、各種の優遇措置等を受けるための手帳で、障がいの程度により1級~3級の区分があります。申請用紙は、市町村役場、精神科病院・精神科診療所に備えてあります。

## 諸制度

#### ◇ 特別支援教育就学奨励費

就学のために必要な諸経費のうち、保護者の負担能力に応じて、その全部又は一部を補助します。

【対象】小学校、中学校の通常の学級(学校教育法施行令該当児童生徒)、特別支援学級、

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の保護者など

【問合せ先】 小中学校は、市町村教育委員会

特別支援学校は、県教育委員会特別支援教育課

## ◇ 特別児童扶養手当

障がい児を監護、養育する父母又は養育者に対して支給します。

【対象】身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児

【問合せ先】市町村



参考「障がい者(児)福祉のしおり」(徳島県保健福祉部障がい福祉課)

## 4 進路についての支援と配慮

### 進路の例

特別支援学級では、一人一人の能力・適性に応じて、人間関係や集団生活の力をつけるために社会性の育成、働く意欲や作業態度・能力の育成、将来の職業生活への適応や社会自立をめざして指導を行っています。

進路の選択においては、児童生徒の能力を最大限に発揮できるように環境を整えて進路選択のための準備を進めましょう。

● 小学生の進路先				
I		中学校(中等教育学校)の通常の学級		
2		中学校の特別支援学級		
3		特別支援学校の中学部		

中学校の特別支援学級や特別支援学校への進学は、小学校卒業前に、市町村の教育支援委員会で審議・ 判断・決定等の手順を経て、行っています。どのような学校があり、どのような学校生活が待っているか、どこの学校へ進学したいか等、保護者との話し合いや情報共有が大切です。本人や保護者に学校見学を進めたり、具体的で丁寧な説明を行ったりするなどの進路指導の後に、決定をしていくようにしたいものです。

● 中学生の進路先				
I		特別支援学校高等部		
2		高等学校(全日制・定時制・通信制) ※通級による指導を行っている高等学校もあります。		
3		専門学校·高等専門学校		
4		職業能力開発校(例:テクノスクール)		
5		就職		
6		家事従事		

### 【高等学校】

受検時の配慮だけでなく入学後の配慮や環境整備のため、情報共有等について事前の連携が大切です。

学校長同士が連絡を取り合うことにより、早めに環境整備への取り掛かりができ、入学後の学校生活においてスムーズに適応できるようになります。

#### 【職業能力開発校】

県内には、徳島県立テクノスクール(中央、南部、西部)があります。各職業に必要な技能や知識修得のための訓練を行っています。中学校卒業者は募集していない訓練科があるので、ホームページを参考にしましょう。

### 【特別支援学校】

各特別支援学校のホームページを参考にしたり、見学・説明会等に参加したりして、情報を得るようにしましょう。本人・保護者にも情報の取得を勧めて、疑問を解決しておくことが大切です。

他にも予備校等で学んで、高等学校卒業程度認定試験をめざすことも進路の一つとしてあります。 進学、就職のいずれの場合にしても、福祉や労働機関と連携していくことが大切です。



